

発議第5号

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例の
一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会
議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和7年6月18日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一 様

提出者 嬉野市議会運営委員会
委員長 梶原 睦也

理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の2第1項1号の改
正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例の一部
を改正する条例

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成26年嬉野市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「130万円」を「200万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。